

# 広島県高等学校等奨学金の奨学生の皆様へ

広島県教育委員会

広島県高等学校等奨学金は、経済的理由により修学が困難と認められる高校生等に、修学上必要な学資金の一部を貸し付ける制度です。

## 現況等の確認

この奨学金は、次のいずれにも該当する方に貸し付けるものです。

このため、平成22年度に奨学金の貸付を受けている方で、引き続き平成23年度も貸付を希望する方については、今年度の貸付に当たり、資格要件について現況を確認させていただく必要がありますので、別紙「広島県高等学校等奨学金現況報告書」に関係書類を添えて報告してください。

確認した結果、資格要件に該当している場合は、引き続き平成23年度も奨学金の貸付を行います。資格要件に該当していない場合は、奨学金の貸付を打ち切ることとなります。

手続きにつきましては、申請時と同様、学校を通じて行っていただくこととなりますので、在学する学校が定める期日までに提出してください。

なお、貸付を希望しない場合においては、「辞退届」を提出していただくこととなりますので、その旨を速やかに学校の奨学金担当者又は担任に伝えてください。

- ① 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部及び専修学校高等課程（以下「高等学校等」といいます。）に在学していること。
- ② 保護者等が広島県内に住所を有すること。
  - ◆ 「保護者等」とは、次のとおりです。
    - ・ 奨学生が独立して生計を営む場合は、当該申請者
    - ・ 奨学生が独立して生計を営まない場合は、当該申請者を所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族とする者
- ③ 経済的理由により修学が困難であること。
  - A区分（既存広島県高等学校等奨学金分）での奨学金の場合
    - ◆ 「経済的理由により修学が困難」とは次のいずれかに該当することをいいます。
      - ア 奨学生が生活保護法に基づく保護を受けている者の世帯に属していること。
      - イ 奨学生が属する世帯の世帯員のうち収入を有する者がそれぞれ市町村民税を非課税又は減免とされた者であること。
      - ウ 奨学生の属する世帯の年間の全収入額が、収入基準額（生活保護基準の例により算定した当該世帯の基準額の1.5倍の額）以下であること。
  - B区分（旧日本育英会高校奨学金分）での奨学金の場合
    - ◆ 「経済的理由により修学が困難」とは次の場合をいいます。
      - 申請者の属する世帯の『父と母双方の収入、又はこれに代わって家計を支えている者』の年間の全収入額が、収入基準額（別に定める額）以下であること。

④ 学習状況が良好であること。

◆ 「学習状況が良好であること」とは、次のいずれにも該当することをいいます。

ア 出席状況が良好であること。（前年度の「欠席日数」が「出席しなければならない日数」の概ね15%未満であること（やむを得ない事情がある場合は除きます。））

イ 性行不良でないこと。（前年の4月1日から現況報告書提出日までの間に、生徒指導上の問題行動がないこと。）

ウ 学習意欲があると認められること。（A区分のみ該当）

エ 学習成績が良好であること。（B区分のみ該当）

⑤ 独立行政法人日本学生支援機構法による学資金その他同種の資金を他から借り受けていないこと。

◆ 「その他同種の資金」とは、①母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金、②生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年厚生省通知第398号）による教育支援資金のうち教育支援費、③広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱（昭和51年広島県教育委員会告示第4号）による修学奨励金及び④特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費をいいます。

◆ これら独立行政法人日本学生支援機構奨学金等との併願は可能ですが、これらの奨学金を借り受けることとなった場合は、広島県高等学校等奨学金の貸付を受けることはできません。

## 提出書類

### 1 広島県高等学校等奨学金現況報告書

記載例を参考にありのままを記入してください。

### 2 世帯の収入に関する証明書

区分により、提出書類が異なります。

上記「広島県高等学校等奨学金現況報告書」と併せて提出してください。

#### (1) A区分（既存広島県高等学校等奨学金分）

次の世帯区分に応じた証明書を提出してください。

##### 【収入額を証明するもの】

世帯の区分	提出書類
1 生活保護法に基づく保護を受けている世帯	生活保護受給証明書
2 市町村民税の非課税世帯	市町村が発行する市町村民税課税額証明書 ※収入があるすべての世帯員のものがが必要です。
3 市町村民税の減免世帯	市町村民税の減免決定通知の写し ※収入があるすべての世帯員のものがが必要です。
4 世帯の年間の全収入額が生活保護基準額の1.5倍の額以下である世帯	【給与収入の場合】 平成22年分の「源泉徴収票」（原本がない場合は、コピーでも可）又は市町村が発行する平成23年度「所得証明書」
※1 <u>平成22年分（22.1.1～22.12.31）の収入のある方のすべての収入額</u> が確認できる書類を提出していただきます。	【給与収入以外の場合】 平成22年分の「確定申告書（控）」の写し又は市町村が発行する平成23年度「所得証明書」
※2 高等学校、大学等に在学し、修学に要する経費相当額程度の収入のある子については、提出の必要はありません。	【非課税所得がある場合】 児童扶養手当、遺族年金（公的年金含む）、失業給付金 など それぞれ平成22年1月から12月までの所得の証明できるもの

##### ※ 留意事項

市（区）町村が発行する所得証明書は、ほとんどの場合、平成23年6月1日以降にならないと平成22年分の収入額を確認できるもの（平成23年度分）が発行されません。

よって、平成22年分の「源泉徴収票」、平成22年分の「確定申告書（控）」の写しがない場合など、他の書類では収入が証明できないときに所得証明書を提出してください。

この場合、所得証明書については「後日速やかに提出」として、広島県高等学校等奨学金現況報告書・その他の添付書類は、学校が定める期日までに必ず提出してください。

なお、「世帯」についての考え方は次のとおりです。

- ◆ 申請者と生計を一にしている家族，あるいは同一の住居に居住している家族は，原則として同一世帯とみなします。
- ◆ 次の場合は，同一の住居に居住していなくても，同一世帯とみなします。
  - ・主たる家計維持者が勤務地の関係で別居しているとき。
  - ・就学又は病気療養のため一時別居しているとき。
  - ・その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。

また，次に掲げる世帯は，収入基準額算定上考慮されますので，併せて次の書類を提出してください。

【基準算定上考慮されるもの】

世帯の区分	提出書類
高等学校等に在籍している者がいる場合	・在学証明書（原本）（本人分除く）
居住する住居が借家又は借間であって，家賃等を支払っている場合	・家賃・地代の領収書，賃貸借契約書の写し等
障害のある者がいる世帯	・障害者手帳の写し，国民年金証書の写し等

**（２）Ｂ区分（旧日本育英会高校奨学金分）**

次の証明書等を提出してください。

【収入額を証明するもの】

世帯の区分	提出書類
<p><u>父と母双方の収入，又はこれに代わって家計を支えている者（※１）の年間の全収入額が，収入基準額以下である世帯</u></p> <p>※１ ①父母が共にいる場合は，<u>父母両方の収入</u></p> <p>②<u>父母のいずれか一方しかいない場合は，当該の父又は母のみの収入</u></p> <p>③<u>父母いずれもいない場合は，父母に代わって申込者の生計を維持する者の収入（２人いれば２人それぞれ）</u></p> <p>※２ 平成２２年分（22.1.1～22.12.31）のすべての収入額が確認できる書類を提出していただきます。</p>	<p>【給与収入の場合】</p> <p>平成２２年分の「源泉徴収票」（原本がない場合は，コピーでも可）又は市町村が発行する平成２３年度「所得証明書」</p> <p>【給与収入以外の場合】</p> <p>平成２２年分の「確定申告書（控）」の写し又は市町村が発行する平成２３年度「所得証明書」</p> <p>【非課税所得がある場合】</p> <p>児童扶養手当，遺族年金（公的年金含む），失業給付金 など それぞれ平成２２年１月から１２月までの所得の証明できるもの</p>

※ 留意事項

市（区）町村が発行する所得証明書は，ほとんどの場合，平成２３年６月１日以降にならないと平成２２年分の収入額を確認できるもの（平成２３年度分）が発行されません。

よって、平成22年分の「源泉徴収票」、平成22年分の「確定申告書（控）」の写しがない場合など、他の書類では収入が証明できないときに所得証明書を提出してください。

この場合、所得証明書については「後日速やかに提出」として、広島県高等学校等奨学金現況報告書・その他の添付書類は、学校が定める期日までに必ず提出してください。

なお、「世帯」についての考え方は次のとおりです。

- ◆ 申請者と生計を一にしている家族、あるいは同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯とみなします。
- ◆ 次の場合は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯とみなします。
  - ・主たる家計維持者が勤務地の関係で別居しているとき。
  - ・就学又は病気療養のため一時別居しているとき。
  - ・その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。

また、次に掲げる世帯は、収入基準額算定上考慮されますので、併せて次の書類を提出してください。

【基準算定上考慮されるもの】

世帯の区分	提出書類
就学者のいる世帯（小・中学校除く）	・在学証明書（原本）（本人分除く）
障害のある者がいる世帯	・障害者手帳の写し、国民年金証書等の写し等
長期に療養を要する者のいる世帯	・病院・診療所等証明書、領収書等
生計を主として維持する者が別居している世帯	・光熱水費の受領書等
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	・警察署等発行の証明書等

### 3 その他必要と認める書類

昨年度の状況と異なっている場合は、その事実が確認できる書類

#### 継続貸付等の決定について

提出された現況報告書等により、奨学生としての資格要件を具備されているかどうかを確認し、「継続貸付」若しくは「資格喪失」の決定を行います。結果については、学校を通じてお知らせすることとしています。

なお、「資格喪失」となった場合には、次の書類を提出していただくこととなります。

- ・「奨学金借用証書」
- ・「奨学金償還計画書」

※ 償還猶予申請を行う場合は、併せて「奨学金償還猶予申請書」（在学証明書を添付）を提出していただくこととなります。

## 奨学金の交付時期

平成23年度の奨学金については、奨学生としての資格要件を具備されていることの確認ができ次第、5月以降の直近の貸付日に4月分に遡って交付します。

## その他

次の状況が生じた場合には、学校を通じて速やかに届け出てください。

- 1 奨学金の貸与を希望しないとき  
⇒ 「辞退届」
- 2 奨学生の住所又は氏名が変更になったとき  
⇒ 様式第6号「奨学生（借受者）異動届（住所・氏名変更・勤務先）」
- 3 奨学生が休学，復学，転学又は退学したとき  
⇒ 様式第8号「奨学生異動届（休学・復学・転学・退学）」
- 4 奨学生が傷病等による長期の入院，留学等で通学できなくなったとき  
⇒ 様式第9号「奨学生異動届（入院・留学等）」
- 5 保証人の住所又は氏名が変更になったとき  
⇒ 様式第10号「保証人異動届（住所・氏名変更・勤務先）」
- 6 保証人が死亡し，又は住所が不明となったとき  
⇒ 様式第11号「保証人異動届（死亡・住所不明）」

届出にかかる各種様式は、広島県教育委員会ホームページに掲載しています。  
(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/index.html>)

広島県高等学校等奨学金の継続手続等について、不明な点がありましたら、学校，又は広島県教育委員会指導第二課までお問い合わせください。

広島県教育委員会管理部指導第二課振興係

電 話 0 8 2 ( 5 1 3 ) 4 9 9 6

F A X 0 8 2 ( 2 2 2 ) 1 4 6 8

メールアドレス [shidou2@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:shidou2@pref.hiroshima.lg.jp)

(メールでお問い合わせの際は、件名に「奨学金」としてください。)